

ス　イ　ス　連　邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準		民事又は商事に関する事件	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 依頼書 1通 写し2部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳文		ドイツ語、フランス語、イタリア語又はロマンシユ語	ドイツ語、フランス語、イタリア語又はロマンシユ語
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	必　要